

市民自治

1 吹田市自治基本条例

地方分権時代にふさわしい市民自治によるまちづくりを推進するため、市民自治の基本理念と市民自治の運営原則を明確にするとともに、市政運営の基本的なルールを定めることを目的として、「吹田市自治基本条例」を平成18年(2006年)10月11日に制定し、平成19年(2007年)1月1日から施行している。

2 吹田市市民自治推進委員会

平成19年(2007年)1月1日に、吹田市自治基本条例に基づいて、「吹田市市民自治推進委員会」を設置し、市民参画及び協働の取組について進行管理を行っている。

現在、同委員会は、地方自治に関し識見を有する者が4人、公募による市民が4人の合計8人の委員で構成されており、各委員の任期は、平成25年(2013年)4月1日から2年間である。

3 吹田市民の意見の提出に関する条例（通称：パブリックコメント条例）

吹田市自治基本条例に基づいて、市が重要な条例などを定める場合に、その素案や資料を公表して市民に意見を求め、寄せられた意見を十分に考慮して意思決定する、いわゆるパブリックコメント制度を整備するため、「吹田市民の意見の提出に関する条例」を平成21年(2009年)3月31日に制定し、同年7月1日から施行している。

4 自治会 平成26年(2014年)4月1日現在

(1) 結 成 数

地区連合自治会…34団体、単一自治会…577団体

(2) 加 入 状 況

加入世帯数…87,675世帯、総世帯数…162,886世帯、加入率…53.8%

(3) 補 助 金…吹田市自治会活動補助金

5 地域主権の推進

地域住民で構成する「(仮称)地域委員会」の設立を目指し、地域への権限と財源の移譲を含めた枠組みについて検討を進めるため、平成23年(2011年)7月に庁内検討組織として(仮称)地域委員会検討・推進会議、同年11月に(仮称)地域委員会研究会を設置し、検討を進めている。

自治会集会施設の整備

1 補助の内容

集会施設を整備するとき及び集会施設の建物、敷地の貸借料を支払ったときに補助金を交付する。ただし、延べ床面積はおおむね30㎡以上を基準とし、敷地は自治会所有又は貸借契約をしているもの（所有者の同意要）であること。

補助金の額は次表のとおりである。

平成26年（2014年）4月1日現在

| 区別 | 補助対象となる自治会 | 補助対象 | 補助率 | 補助限度額 |
|------------------|------------|---|---------|---------|
| 新築 購入 増改築 | 認可自治会 | 集会施設を新築する事業 | 4分の3 | 1,000万円 |
| | | 集会施設を購入する事業 | | 1,000万円 |
| | | 集会施設を増改築する事業 | | 1,000万円 |
| 修繕等 | 区分所有自治会 | 集会施設を修繕する事業 (認可自治会と同等の要件を有する自治会で、 市長が特に必要と認める修繕を含む) (ただし、区分所有自治会は、限度額50万円) | | 200万円 |
| | | 集会施設を修繕する事業のうち 簡易な修繕 | | 20万円 |
| 賃貸 バリア フリー | 自治会 | 集会施設の建物・敷地にかかる事業 | 年額 60万円 | |
| | | 集会施設におけるバリアフリー化整備を 保守する事業 | 5万円 | |

2 補助の実績

| 年度 | 区分 | 新築 (件) | 増改築 (件) | 修繕 (件) | 家賃・地代算 (件) | 補助額 (千円) |
|------------|----|-----------|------------|-----------|---------------|-------------|
| 平成23(2011) | | 1 | 0 | 3 | 9 | 14,007 |
| 〃 24(2012) | | 0 | 0 | 3 | 8 | 2,419 |
| 〃 25(2013) | | 1 | 0 | 1 | 8 | 12,612 |

市民公益活動

1 吹田市市民公益活動審議会

吹田市市民公益活動の促進に関する条例に基づき、平成14年(2002年)7月に吹田市市民公益活動審議会を設置し、市民公益活動の促進に関する基本的な方針や施策などの審議を行ってきた。平成25年度(2013年度)は延べ3回開催し、市民公益活動センターや市民公益活動促進補助金制度の在り方などについて審議が行われた。

2 市民公益活動促進補助金

市民公益活動団体を積極的に支援し市民公益活動の更なる活性化と市民主体の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、市民公益活動団体が行う事業に必要な経費の一部を補助している。平成25年度(2013年度)は22団体からの交付申請に対して、18団体に総額2,834,027円を交付した。

3 市民公益活動センター（ラコルタ）

| | |
|-------|--|
| 位 置 | 津雲台1丁目2番1号 千里ニュータウンプラザ内 |
| 延べ床面積 | 499.00㎡ |
| 開設年月日 | 平成24年(2012年)9月3日 |
| 主な施設 | 貸事務ブース、貸ロッカー、会議室、印刷室、交流スペース |
| 利用状況 | 51,584人(平成25年度(2013年度)実績) |
| 施設の目的 | 市民公益活動の促進を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的として設置した施設で、市民公益活動に関する相談、情報収集や情報提供、人材育成等の総合的な支援を行うとともに、市民、市民公益活動団体、事業者、行政等の交流、連携を図っている。また、会議室、事務ブース等の貸出しや交流スペース等の開放により市民公益活動団体を支援している。 |
| 管理運営 | NPO法人市民ネットすいたを指定管理者としている。指定期間は平成24年(2012年)8月1日から平成29年(2017年)3月31日。 |

4 情報提供

市民公益活動に対する理解を深めてもらうため、市内を中心に活動する市民公益活動団体やボランティアグループの活動情報をまとめ本市ホームページで公開するとともに、冊子「ボランティアグループ・NPOガイドブック」として年1回発行している。

5 ボランティアフェスティバルの支援

市民がボランティア活動を「知る」「参加する」きっかけづくりになる場になるよう、市内で活動するボランティア団体や吹田市社会福祉協議会、吹田市などが共催して毎年「吹田ボランティアフェスティバル」を開催している。平成26年度(2014年度)は、5月25日に第16回を市役所駐車場で開催した。

6 市民活動災害保障制度及び見舞金制度

自治会やボランティア団体等の市民活動団体が、市民活動中の偶然の事故により怪我をした場合などに備えて市が一括して加入している保険で、平成25年度(2013年度)の事故報告件数は145件で、保険金総額1,390,081円(平成26年8月12日現在)が支払われた。

また、平成22年(2010年)7月1日から、心疾患、脳出血などの疾病を発症又は悪化させ、死亡したり重度の障がいの状態になった場合に、市が見舞金を支給する制度を創設した。

交通災害・火災等共済制度

1 交通災害共済

(1) 加入資格等と見舞金

ア 加入資格

本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者、又は吹田市内に通勤・通学している者

イ 共済の対象となる交通事故

国内・国外における自動車、単車、自転車などの車両や、身体障がい者用車いす、一般交通の用に供する鉄道、船舶、航空機、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、リフトによる人身事故

ウ 共済加入金

一般 500円 中学生以下 250円 生活保護を受けている人は無料

エ 交通災害見舞金

| 等級 | 交通災害の程度 | 金額(千円) |
|----|------------------|--------|
| 1 | 死亡したとき | 1,200 |
| 2 | 治療期間6か月以上の傷がい | 175 |
| 3 | 〃 3か月以上6か月未満の傷がい | 90 |
| 4 | 〃 1か月以上3か月未満の傷がい | 40 |
| 5 | 〃 1か月未満の傷がい | 15 |

(注) 平成15年(2003年)4月1日から適用

(2) 加入状況

| 年度 区分 | 平成23 (2011) | 平成24 (2012) | 平成25 (2013) |
|----------|----------------|----------------|----------------|
| 加入者(人) | 54,831 | 55,399 | 53,402 |
| 加入率(%) | 15.5 | 15.5 | 14.8 |

(3) 給付状況

| 等級 | 年度 交通災害の程度 | 平成23 (2011) | | 平成24 (2012) | | 平成25 (2013) | |
|----|------------------------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|------------|
| | | 件数 | 金額 (千円) | 件数 | 金額 (千円) | 件数 | 金額 (千円) |
| 1 | 死亡 | 1 | 1,200 | 1 | 1,200 | 2 | 2,400 |
| 2 | 6か月以上の傷がい | 58 | 10,150 | 65 | 11,375 | 65 | 11,375 |
| 3 | 3か月以上 の傷がい 6か月未満 | 74 | 6,660 | 67 | 6,030 | 88 | 7,920 |
| 4 | 1か月以上 の傷がい 3か月未満 | 97 | 3,880 | 90 | 3,600 | 102 | 4,080 |
| 5 | 1か月未満の傷がい | 182 | 2,730 | 165 | 2,475 | 152 | 2,280 |
| | 計 | 412 | 24,620 | 388 | 24,680 | 409 | 28,055 |

2 火災等共済

(1) 加入資格等と見舞金

ア 加入資格

本市に居住し、住民基本台帳に世帯主として登録されている者、又は吹田市内に通勤・通学している者で住民基本台帳に世帯主として登録されている者

イ 共済の対象となる建物

共済に加入しようとする者が住民基本台帳に記載されている住所において現に居住している建物

ウ 共済加入金

共済加入金は共済期間ごとに1口500円（1世帯2口まで）
生活保護を受けている人は共済加入金の1口分を本市が負担する

エ 火災見舞金等

| 区分 | 等級 | 被害の程度 | 金額 |
|---------|----|--|-------------|
| 火災見舞金 | 1 | 対象建物の焼失又は損壊した部分の面積の当該対象建物の延べ面積に対する割合（以下「焼損率」という）が70%以上 | 1,150,000円 |
| | 2 | 焼損率が30%以上70%未満 | 575,000円 |
| | 3 | 焼損率が10%以上30%未満 | 115,000円 |
| | 4 | 消火活動に伴う対象建物の水損により損害を受けた部分の面積の当該建物の延べ面積に対する割合（以下「水損率」という）が30%以上 | 115,000円 |
| | 5 | 焼損率が10%未満、水損率が30%未満 | 23,000円 |
| 死亡弔慰金 | | 死亡1人について | 385,000円 |
| 地震火災見舞金 | | | 30,000円の範囲内 |
| 浸水被害見舞金 | | | 30,000円 |

(注) 1 平成15年(2003年)4月1日から適用

2 2口加入者の火災見舞金等（地震火災見舞金を除く。）の額は、当該金額欄に掲げる額の2倍とする

3 4等級の被害又は5等級の水損被害と他の等級の被害とが競合する場合の等級は、重い被害に応ずる等級とする

(2) 加入状況

| 区分 \ 年度 | 平成 23 (2011) | 平成 24 (2012) | 平成 25 (2013) |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 加入件数(世帯) | 21,259 | 21,640 | 21,194 |
| 加入率(%) | 13.5 | 13.6 | 13.1 |

(3) 給付状況

| 年度・支給額 等級 | 平成23 (2011) | | | 平成24 (2012) | | | 平成25 (2013) | | |
|--------------|----------------|----|-----|----------------|----|-------|----------------|----|-------|
| | 1口 | 2口 | 金額 | 1口 | 2口 | 金額 | 1口 | 2口 | 金額 |
| 1 | 件 | 件 | 千円 | 件 | 件 | 千円 | 件 | 件 | 千円 |
| | | | | 1 | 1 | 3,450 | 3 | | 3,450 |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | 1 | | 115 | | 1 | 230 | | | |
| 4 | | | | 1 | | 115 | 1 | 1 | 345 |
| 5 | 2 | 1 | 92 | 1 | 1 | 69 | 1 | 1 | 69 |
| 死亡 | 1 | | 385 | 1 | | 385 | | | |
| 浸水見舞金 | | | | 1 | 6 | 390 | 4 | 7 | 540 |
| 計 | 4 | 1 | 592 | 5 | 9 | 4,639 | 9 | 9 | 4,404 |

千里市民センター

位 置 津雲台1丁目2番1号 千里ニュータウンプラザ内

延べ床面積 667.19㎡

開設年月日 平成24年(2012年)9月3日

主な施設 大ホール、多目的ルーム

利用状況 (単位：人)

| 年 度 | 平成 23 (2011) | 平成 24 (2012) | 平成 25 (2013) |
|---------------|--------------|--------------|--------------|
| (移設前) 利用者数 | 132,262 | 49,586 | — |
| (移設後) 利用者数 | — | 36,737 | 62,220 |

施設の目的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

経 過 昭和53年(1978年)4月1日に開設した千里市民センターは、大ホール、集会室、プラネタリウムや貸室を備えた児童ホール、高齢者ホールから構成されていたが、平成24年(2012年)9月から千里ニュータウンプラザに移転した。

管 理 運 営 多目的ルームは吹田南千里PFI(株)がPFI事業により運営し、大ホールは(株)東急コミュニティービルマネジメント事業部が委託により運営している。

岸部市民センター

位 置 岸部南1丁目4番8号

敷地面積 823.23㎡

建築面積 411.87㎡

延べ床面積 979.23㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造3階建

開設年月日 平成2年(1990年)5月18日

主な施設 多目的ホール、会議室、研修室、音楽室、和室、クラフト室

利用状況 (単位：人)

| 年 度 | 平成 23 (2011) | 平成 24 (2012) | 平成 25 (2013) |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 利用者数 | 65,356 | 67,681 | 69,653 |

施設の目的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

管 理 運 営 大阪ガスビジネスクリエイト(株)を指定管理者としている。指定期間は平成24年(2012年)4月1日から平成27年(2015年)3月31日。

豊一市民センター

位 置 垂水町1丁目53番7号

敷地面積 540.25㎡

建築面積 319.33㎡

延べ床面積 627.70㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造2階建

開設年月日 平成5年(1993年)4月1日(平成10年(1998年)5月16日建て替え再オープン)

主な施設 多目的ホール、会議室、音楽室、和室

利用状況

(単位：人)

| 年 度 | 平成 23 (2011) | 平成 24 (2012) | 平成 25 (2013) |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 利用者数 | 55,629 | 60,421 | 57,483 |

施設の目的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

管理運営 大阪ガスビジネスクリエイト(株)を指定管理者としている。指定期間は平成24年(2012年)4月1日から平成27年(2015年)3月31日。

千里丘市民センター

位 置 千里丘上14番37号

敷地面積 2,069.24㎡

建築面積 823.32㎡

延べ床面積 1,495.96㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造3階建

開設年月日 平成8年(1996年)4月10日

主な施設 多目的ホール、会議室、音楽室、会議室兼練習室、和室、クラフト室

利用状況

(単位：人)

| 年 度 | 平成 23 (2011) | 平成 24 (2012) | 平成 25 (2013) |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 利用者数 | 101,735 | 98,811 | 96,829 |

施設の目的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

管理運営 大阪ガスビジネスクリエイト(株)を指定管理者としている。指定期間は平成24年(2012年)4月1日から平成27年(2015年)3月31日。

山田ふれあい文化センター

位 置 山田東1丁目28番9号

敷地面積 1,493.58㎡

建築面積 718.12㎡

延べ床面積 1,453.20㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建

開設年月日 平成5年(1993年)5月23日

主な施設 多目的ホール、会議室、練習室、和室、クラフト室

利用状況 (単位：人)

| 年 度 | 平成 23 (2011) | 平成 24 (2012) | 平成 25 (2013) |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 利用者数 | 74,094 | 73,642 | 69,071 |

施設の目的 集会、文化活動等の用に供することにより、市民相互の交流・ふれあい並びに市民の文化の振興及び福祉の向上を図る。

管理運営 大阪ガスビジネスクリエイト(株)を指定管理者としている。指定期間は平成24年(2012年)4月1日から平成27年(2015年)3月31日。

地区市民ホール

| 名 称 | 位 置 | 敷地面積 (市持分) (㎡) | 延 べ 床面積 (㎡) | 構 造 | 開設年月日 |
|----------|----------------|------------------------|-------------------|--------------------------------|--------------------|
| 佐竹台市民ホール | 佐竹台2丁目5番1号 | 640.72 | 613.19 | R C造一部S造 2階建 | 昭和51年 (1976年)4月 |
| 高野台市民ホール | 高野台1丁目6番1号 | 582.83 | 557.65 | R C造2階建 | 昭和51年 (1976年)7月 |
| 津雲台市民ホール | 津雲台4丁目1番1号 | 527.92 | 502.08 | R C造一部S造 2階建 | 昭和51年 (1976年)4月 |
| 桃山台市民ホール | 桃山台2丁目5番5号 | 1,097.39 (1,035.86) | 513.09 | R C造2階地下 1階建(内1階の 一部と2階) | 昭和51年 (1976年)4月 |
| 竹見台市民ホール | 竹見台3丁目5番3号 | 950.00 (児童センター含む) | 250.02 | R C造2階建(内 1階の一部) | 昭和51年 (1976年)8月 |
| 古江台市民ホール | 古江台2丁目10番21号 | 365.69 | 337.15 | R C造2階建 | 昭和51年 (1976年)8月 |
| 青山台市民ホール | 青山台2丁目1番20号 | 340.00 | 265.38 | R C造平屋建 | 昭和51年 (1976年)4月 |
| 藤白台市民ホール | 藤白台2丁目9番1-114号 | 5,896.73 | 532.74 | R C造5階地下 1階建(内1階の 一部) | 昭和51年 (1976年)7月 |

利用状況 (単位：人)

| 年 度 | 平成 23 (2011) | 平成 24 (2012) | 平成 25 (2013) |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 利用者数 | 130,613 | 146,982 | 142,143 |

施設の目的 地域住民の集会等の用に供し、市民の文化及び福祉等の向上を図る。

管理運営 地域住民で組織された「地区市民ホール運営委員会」を指定管理者としている。指定期間は平成24年(2012年)4月1日から平成27年(2015年)3月31日。

内本町コミュニティセンター

位置 内本町2丁目2番12号

敷地面積 1,355.68㎡

建築面積 794.26㎡

延べ床面積 2,233.62㎡

構造・規模 東館 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建 } 2階部分で渡
西館 鉄骨造地上3階建 } り廊下で連結

開設年月日 平成8年(1996年)6月12日

主な施設 コミュニティプラザ：多目的ホール、会議室、創作室、音楽室、料理
実習室、和室、団らんコーナー
地域保健福祉センター：地域包括支援センター／介護用品展示コーナー、
相談コーナー
デイサービスセンター／デイルーム、
介助浴室、厨房、リハビリ室、ボランティア室

利用状況 (単位：人)

| 年 度 | 平成 23 (2011) | 平成 24 (2012) | 平成 25 (2013) |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 利用者数 | 72,164 | 75,392 | 74,778 |

施設の目的 文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。

管理運営 コミュニティプラザ
JR以南コミュニティ協議会を指定管理者としている。指定期間は平成24年(2012年)4月1日から平成27年(2015年)3月31日。

亥の子谷コミュニティセンター

| | |
|-------|--|
| 位 置 | 山田西1丁目26番20号 |
| 敷地面積 | 2,000.01㎡ |
| 建築面積 | 1,014.33㎡ |
| 延べ床面積 | 2,389.03㎡ |
| 構造・規模 | 鉄筋コンクリート造地上3階建 |
| 開設年月日 | コミュニティプラザ：平成11年(1999年)3月1日 地域保健福祉センター：平成11年(1999年)4月1日 |
| 主な施設 | コミュニティプラザ：多目的ホール、会議室、創作室、音楽室、 料理実習室、和室、団らんコーナー、喫茶コーナー 地域保健福祉センター：地域包括支援センター／介護用品展示コーナー、 相談コーナー デイサービスセンター／デイルーム、介助浴室、 特別浴室、厨房、リハビリ室、ボランティア室 |

利用状況 (単位：人)

| 年 度 | 平成 23 (2011) | 平成 24 (2012) | 平成 25 (2013) |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 利用者数 | 70,359 | 69,212 | 68,650 |

施設の目的 文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。

管理運営 コミュニティプラザ
亥の子谷コミュニティ協議会を指定管理者としている。指定期間は平成24年(2012年)4月1日から平成27年(2015年)3月31日。

商 業

1 商業の現況

本市の商業は地理的に大阪市という巨大な商業圏の影響を受け、商品（特に贈答品、高級衣料品等の買回り品）の購買が大阪市内で行われることが多い。

平成19年(2007年)6月1日現在の商業統計調査（飲食店は調査対象に含まない）結果によると、

卸・小売業の商店数は3,080店、年間販売額2兆1,604億1,845万円、常時従業者数35,882人である。

これは前回調査の平成16年(2004年)と比べると、卸・小売業の商店数は9.1%の減少、常時従業者数は0.8%の減少となっている。

年間販売額の変化を業種別に見ると、卸売業は18.9%の増加、小売業は横ばいとなっている。

また、商店数を業種別に見ると、小売業1,902店(総数の61.8%)、卸売業1,178店(38.2%)となっている。

2 業種別商店数、従業者数及び年間販売額

卸・小売業の状況

| 区 分 | | 平成14年(2002年) 6月1日現在 | | 平成16年(2004年) 6月1日現在 | | 平成19年(2007年) 6月1日現在 | |
|----------------|-------|------------------------|-------|------------------------|-------|------------------------|-------|
| | | 実 数 | 構 成 比 | 実 数 | 構 成 比 | 実 数 | 構 成 比 |
| 商 店 数 | 総 数 | 3,479 | 100.0 | 3,390 | 100.0 | 3,080 | 100.0 |
| | 卸 売 業 | 1,307 | 37.6 | 1,308 | 38.6 | 1,178 | 38.2 |
| | 小 売 業 | 2,172 | 62.4 | 2,082 | 61.4 | 1,902 | 61.8 |
| 常 時 従 業 者 数 | 総 数 | 39,113 | 100.0 | 36,154 | 100.0 | 34,841 | 100.0 |
| | 卸 売 業 | 20,994 | 53.7 | 18,435 | 51.0 | 17,403 | 49.9 |
| | 小 売 業 | 18,119 | 46.3 | 17,719 | 49.0 | 17,438 | 50.1 |
| 年 間 販 売 額 | 総 数 | 180,514,453 | 100.0 | 186,542,802 | 100.0 | 216,041,845 | 100.0 |
| | 卸 売 業 | 152,030,044 | 84.2 | 156,319,637 | 83.8 | 185,815,515 | 86.0 |
| | 小 売 業 | 28,484,409 | 15.8 | 30,223,165 | 16.2 | 30,226,330 | 14.0 |

3 大規模小売店舗の概況と出店状況

(1) 大規模小売店舗の概況

市内の大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡超)は平成26年(2014年)4月現在、41か所、店舗面積16万113㎡となっている。

業態別大規模小売店舗の状況

平成26年(2014年)4月現在

| 総 数 | | スーパー店 | | 小売市場 | | 専門店 | | ホームセンター | | その他 | |
|-----|---------|-------|--------|------|-------|-----|--------|---------|--------|-----|--------|
| 店舗数 | 店 舗 積 | 店舗数 | 店 舗 積 | 店舗数 | 店 舗 積 | 店舗数 | 店 舗 積 | 店舗数 | 店 舗 積 | 店舗数 | 店 舗 積 |
| | ㎡ | | ㎡ | | ㎡ | | ㎡ | | ㎡ | | ㎡ |
| 41 | 160,113 | 18 | 95,060 | 2 | 3,127 | 10 | 27,203 | 4 | 14,356 | 7 | 20,367 |

(注) 1 店舗面積は、旧大規模小売店舗法第5条面積による。

2 同一場所で業態が異なる事業所は、それぞれの区分ごとに集計

| 店 舗 面 積 区 分 | 店 舗 数 |
|-----------------------|-------|
| 1,000㎡超 ～ 1,500㎡未満 | 8 |
| 1,500㎡以上 ～ 2,000㎡未満 | 6 |
| 2,000㎡以上 ～ 3,000㎡未満 | 14 |
| 3,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満 | 7 |
| 5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満 | 2 |
| 10,000㎡以上 ～ 20,000㎡未満 | 3 |
| 20,000㎡以上 | 1 |
| 総 店 舗 数 | 41 |

(2) 出店協議等

ア 吹田市中規模小売店舗設置に関する指導要綱

中規模小売店舗（店舗面積が500㎡を超え1,000㎡以下）の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持を図るため、設置者により施設の配置及び運営方法が適正に配慮されるよう指導することにより、周辺地域環境との調和を図り、市民生活の健全な発展に資するため、「吹田市中規模小売店舗設置に関する指導要綱」を平成12年(2000年)10月3日に制定し、事業計画書の提出を義務付けている。

イ 吹田市大規模小売店舗設置に関する協議要綱

大規模小売店舗（店舗面積が1,000㎡を超えるもの）の立地が地域社会に与える影響を考慮して、設置に伴う周辺地域の生活環境の保持のため、施設の配置及び運営方法について設置者と協議することにより周辺の地域環境との調和を図り、市民生活の健全な発展に資するため、「吹田市大規模小売店舗設置に関する協議要綱」を平成12年(2000年)10月3日に制定し、市長との協議を義務付けている。

工 業

1 工業の現況

本市の工業及び準工業地域は、261ha（全市域の7.6%）であり、主に神崎川及びJR東海道本線沿いに工場が集中している。

本市の場合、住宅・文化都市としての性格から近隣都市に比べて工業の割合は小さい。

平成24年(2012年)工業統計調査結果によると事業所数（従業者4人以上）は150事業所、従業者数は4,646人、製造品出荷額等2,580億4,284万円となっている。

工場数を産業別に見ると、一般機械器具製造業29事業所（総数の19.3%）、食料品製造業14事業所（同9.3%）、電気機械器具製造業14事業所（同9.3%）、金属製品製造業14事業所（同9.3%）、繊維工業12事業所（同8%）、化学工業12事業所（同8%）などが主なものである。

製造品出荷額等を産業別に見ると、食料品製造業485億393万円（総額の18.8%）、化学工業271億2,411円（同10.5%）などが主なものである。

2 事業等の推移（従業者4人以上）

（各年末現在）

| 年次 | 事業所数 | 従業者数 | 現金給与総額 （万円） | 原材料使用額等 （万円） | 製造品出荷額等 （万円） |
|-----------------|------|-------|----------------|-----------------|-----------------|
| 平成 22 (2010) | 152 | 5,147 | 2,327,493 | 10,268,028 | 24,068,071 |
| 〃 23 (2011) | 193 | 5,890 | 2,627,007 | 11,622,623 | 29,907,848 |
| 〃 24 (2012) | 150 | 4,646 | 2,190,125 | 8,315,704 | 25,804,284 |

商 工 振 興

1 吹田市商工業振興対策協議会の設置と所掌事項

本市の商工業の振興に関する事項について必要な意見を聴くため、学識経験者、商工業関係者、消費者などで構成された協議会を設置している。

- (1) 商工業の振興を図る上で当面する課題に関する事項
- (2) その他商工業の振興に関する事項

2 吹田市産業振興条例（平成21年（2009年）4月1日施行）

本市の産業の振興に当たり、基本理念や施策の方針を定め、市、事業者、経済団体等及び市民それぞれの役割を明らかにすることで、産業基盤の安定及び強化並びに地域経済の循環及び活性化を図り、もって就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資するとともに、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的として制定した。

3 経営の近代化 平成25年（2013年度）実績

(1) 商業活性化コンサルタント派遣事業補助

商業団体が商店街等運営の改善及び商業施設の設備などを検討する場合、その指導、助言のため吹田商工会議所がコンサルタントを派遣する場合に要した費用の一部を補助している。

4件 190万円

(2) 商業相談

商業者が日常当面する経営問題について、商業相談員（中小企業診断士）が窓口相談及び巡回相談を行っている。

(3) 商工ニュースの発行 年4回

4 組織化の推進 平成25年（2013年度）実績

商工団体に対する補助

(1) 吹田市創業・中小企業振興支援事業補助

吹田商工会議所が行う、中小企業者に対する創業や経営革新支援事業等並びに市内商工業の振興に資するために行う諸事業に対して、その経費の一部を補助している。

300万円

(2) 商工業団体事業活動促進補助

商工業団体の事業活動の活性化を促進するため、調査研究などの事業活動に対し、その費用の一部を補助している。 15団体（16事業） 207万2,243円

(3) 商店街等魅力向上促進事業補助

商店街等が「経営改善」や「まちづくり」の視点から取り組む先導的な事業及び空き店舗対策事業に対して、その費用の一部を補助している。 7件 770万9,366円

5 融資制度の推進

市内の小企業者等が円滑に事業資金を確保できるように、金融機関の協力を求め、低利で融資が受けられるよう融資のあっせんの推進を図っている。

また、事業資金融資の相談窓口となり、大阪府の各種融資制度（小規模事業資金、開業資金等）の案内、申込受付も行っている。

(1) 吹田市小企業者事業資金融資あっせん制度

市内10金融機関と契約し、小企業者に対し無担保で1,000万円まで、事業資金が必要なときに融資のあっせんをしている。

貸付あっせん状況

| 年 度 | 申 込 件 数 | 申込金額 (千円) | 決 定 件 数 | 決定金額 (千円) |
|------------|---------|-----------|---------|-----------|
| 平成23(2011) | 24 | 89,300 | 19 | 51,650 |
| 〃 24(2012) | 36 | 131,300 | 24 | 65,800 |
| 〃 25(2013) | 26 | 88,610 | 17 | 43,810 |

(2) 信用保証料の補給

吹田市小企業者事業資金融資及び経営安定サポート資金（大阪府）の利用者に対し信用保証料を補給している。

| 年 度 区 分 | 平成23(2011) | 平成24(2012) | 平成25(2013) |
|------------|------------|------------|------------|
| 件 数 | 255 | 131 | 27 |
| 金 額 (千円) | 5,074 | 2,612 | 514 |

(3) 緊急支援助利子補給

吹田市小企業者事業資金融資を受けた一部の市内事業者に、最初の約定返済から12回分の約定返済に係る利子に相当する額を、不況時の緊急支援助として補給している。

| 年 度 区 分 | 平成23(2011) | 平成24(2012) | 平成25(2013) |
|------------|------------|------------|------------|
| 件 数 | 2 | 4 | 12 |
| 金 額 (千円) | 42 | 124 | 390 |

(4) 開業サポート資金融資等利子補給 平成25年度（2013年度）実績

開業サポート資金（大阪府）及び新創業融資制度（日本政策金融公庫）を利用した一部の市内事業者に対し、最初の約定返済から12回分の約定返済に係る利子に相当する額の一部を創業者支援として補給している。 3件 167千円

6 市内企業への訪問

市内中小企業に対し訪問を行い、情報収集や意見交換を行うとともに、企業間のマッチングを積極的に推進するなど、企業間の交流や連携を支援している。

7 環境整備 平成25年度（2013年度）実績

(1) 商店街等商業共同施設設置事業補助

商店街等が消費者の利便に供する目的で、公共公益性のある商業共同施設を設置した場合

に補助している。 該当なし

(2) 商業基盤施設整備事業補助

集客力の向上による活性化を図り、消費者の利便に寄与し、アメニティ豊かな魅力ある商業地づくりを進めるため、アーケード改修、カラー舗装等の商業基盤施設整備事業に対して、その事業費の一部を補助している。 該当なし

8 創業支援

(1) 創業支援型事業所賃借料補助 平成25年度（2013年度）実績

地域経済の循環及び活性化に資する創業計画であると認定を受け、市内で新たに事業所を開設する場合、事業所賃借料の一部を補助している。

賃借料 4件 129万4千円

(2) 起業家交流会 平成25年度（2013年度）実績

市内起業家の育成や交流を促進するため、交流会を開催している。

(3) 市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業（平成26年度から実施）

市役所本庁舎地下喫茶室跡を起業家のためのチャレンジショップとして活用し、出店者が市内の商店街等で本格的に開業する前段階として1年間店舗運営を行い、出店者に対し専門家等による助言や指導を行いながら起業家育成を図る。

9 市内企業の活性化

(1) エコアクション21認証取得事業補助 平成25年度（2013年度）実績

環境への取組として、エコアクション21の認証を取得した市内中小企業者に対し、認証取得に要した費用の一部を補助している。

2件 12万5千円

(2) 展示会等出展事業補助 平成25年度（2013年度）実績

市内中小企業者が販路開拓を目的とした展示会、見本市に出展する場合、出展料の一部を補助している。

12件 149万7千円

(3) 知的財産権取得事業補助 平成25年度（2013年度）実績

市内中小企業者が、特許権又は実用新案権を取得した場合、取得に要した費用の一部を補助している。 4件 55万2千円

(4) 中小企業大学校受講補助 平成25年度（2013年度）実績

市内中小企業者が、中小企業大学校の研修を受講した場合、受講に要した費用の一部を補助している。

2件 6万3千円

(5) 中小企業ホームページ作成事業補助（平成26年度（2014年度）から実施）

市内中小企業者が、販路開拓等のためにホームページの新規作成を行った場合、外部委託に要した費用の一部を補助している。

(6) 「吹田産業フェア」補助 平成26年度（2014年度）実績

市内の産業を広く市民に紹介し、地元産業と市民の関わりについて市民の認識を一層高め、市内産業の振興に資するため開催される「吹田産業フェア」に対して補助している。

1,000万円

| 第 3 1 回 吹 田 産 業 フ ェ ア | |
|-----------------------|--------------------------------|
| 開 催 日 | 平成26年(2014年)5月10日(土)・11日(日) |
| 開 催 場 所 | 吹田市文化会館(メイシアター)・いずみの園公園・市役所駐車場 |
| 主 催 | 吹田産業フェア推進協議会 |
| 共 催 | 吹田市・吹田商工会議所 |
| 後 援 | 近畿経済産業局、大阪府、(公財)関西・大阪21世紀協会 |
| 出 店 事 業 所 | 94事業所・団体 |
| 入 場 者 数 | 54,000人 |

(7) 産業振興基盤づくり事業

市内企業の人材育成や事業活動の活性化を図るため、各種セミナーや交流会を実施している。また、市内小学生を対象に、市内産業についての理解を深めてもらうため、夏休み子ども体験学習講座を実施している。

(8) 物産品展示コーナー設置

本市の物産を広く紹介し、販路の拡張を図るため、市庁舎ロビーに展示ケースを設置している。

36事業所 平成26年(2014年)9月30日現在

10 企業誘致の推進 平成25年度（2013年度）実績

市内産業の振興を一層推進するため、総合特別区域法、企業立地促進法など国・府の施策との連携を図りながら、税制優遇措置や奨励金及び補助金の交付などによる企業誘致施策を展開している。

(1) 国際戦略総合特区における優遇税制

総合特別区域法に基づく市内特区地域に進出し、「関西イノベーション国際戦略総合特区」の取組と関連した事業について、事業計画の認定を受け、実施する事業者に対し、市税の優遇措置を行う。 該当なし

(2) 企業立地促進奨励金

企業立地促進法に基づく「大阪北部産業集積形成基本計画」の対象地域内において、対象となる事業所の新設又は拡張を行った事業者に対し、奨励金を交付する。 該当なし

(3) 地元雇用促進補助

対象となる事業者が、市内で事業所の新設又は拡張を行い、それに伴って新たに市民を正規雇用した場合、補助金を交付する。 該当なし

(4) 地元企業発注促進補助

対象となる事業者が、市内で事業所の新設又は拡張を行い、継続的に他の市内企業に一定額以上の発注を行った場合、補助金を交付する。 該当なし

(5) 企業定着型環境配慮事業補助

市内に製造拠点や研究開発拠点を置く事業者が、周辺地域に対して、騒音、振動、悪臭を防止するための設備の設置等を行った場合、設置に要した費用の一部を補助している。

1件 500万円

(6) 地元企業等共同研究開発事業補助

市内に本社を置く事業者や事業者団体が、他の企業や大学、研究機関等と共同で、新製品や新技術についての研究開発事業を行った場合、研究に要した費用の一部を補助している。

2件 906万8千円

11 その他

計量事業

平成13年度(2001年度)から、計量法上の特定市として、取引や証明における適正な計量を確保するため、計量法に基づき市内事業所のはかり等の定期検査や大型はかり等の所在場所検査、量目検査等の立入検査、計量展等の啓発事業を実施している。

観光振興

1 まち案内事業 平成25年度(2013年度)実績 26万3千円

市内全域の観光資源への案内を行うまち案内人の養成経費の一部を補助している。

また、平成21年(2009年)10月に開設した観光センターの運営を一般社団法人吹田にぎわい観光協会へ事業委託している。

吹田市観光センター

市内施設や観光コースの案内、資料の展示、観光冊子の販売、まち案内人への取次ぎ等を行い、観光情報の受発信の拠点として開設している。

(1) 施設の概要

位 置 朝日町3-203 (さんくす3番館2階)
敷地面積 37.43㎡
構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造
開設年月日 平成21年(2009年)10月1日

(2) 利用状況

| 年 度 区 分 | 平成23(2011) | 平成24(2012) | 平成25(2013) |
|------------|------------|------------|------------|
| 来 訪 者 (人) | 4,707 | 5,178 | 4,253 |
| 電 話 (件) | 496 | 355 | 484 |

2 吹田まつり補助事業

45回目となる吹田まつりは「夢未来 吹田まつりの 花が咲く」をキャッチフレーズとし、平成26年(2014年)7月12日(土)にメイシアターで市民ふれあいフェスティバルと2014ハートフルコンサートの夕べ、7月26日(土)に2会場において前夜祭、7月27日(日)にJR吹田駅前一带で本祭りが開催された。

市民ふれあいフェスティバルでは、アマチュアグループの参加によるゴスペルやダンスなどが、2014ハートフルコンサートの夕べでは、鳥羽一郎さんによるステージが行われた。

前夜祭は、千里南会場で大盆踊り大会、江坂会場ではペットボトルを使ったイルミネーション「アステラス江坂」と「好いたおどり」などが行われた。

本祭りは、JR吹田駅前一带で開催され、さらにさんくす夢広場とメロード前広場でのステージが行われた。また、旭通りを中心に神楽獅子や勇壮なだんじりのパレードに加え、第45回記念事業として善通寺龍神太鼓の演奏も実施された。

3 観光企画推進事業

行政主導から民間主導の組織による地域経済の活性化を目的とした観光施策を推進していく必要があり、地域の魅力を発信し、市外からの誘客を図ることで地域経済の活性化へつなげる事業を実施している。

4 吹田市イメージキャラクター活用事業

市制施行70周年記念事業の一環として作成された吹田市のイメージキャラクター「すいたん」を活用し、本市やキャラクターのPRを行うことで、地域活性化を支援している。

5 地域活性化事業

地域住民や団体、企業が自主的、主体的となり、企画実施に取り組み、本市の都市魅力発信や地域経済の活性化に貢献する創意と工夫に富んだ事業に対しての補助を実施している。

農 業

1 農業の現況

本市の農地は都市化の進展により減少しているが、平成22年(2010年)の世界農林業センサスの結果によると、農家数は207戸、経営耕地面積70haであり、平成17年(2005年)の農林業センサスと比べると、農家数は18戸、経営耕地面積は9haの減少となっている。

(1) 農家数・経営耕地面積 (各年2月1日現在)

| 区 分 | 平成17年(2005年) | 平成22年(2010年) |
|------------|--------------|--------------|
| 総農家数(戸) | 225 | 207 |
| 販売農家数 | 96 | 80 |
| 専業農家 | 20 | 18 |
| 兼業農家 | 76 | 62 |
| 第1種兼業農家 | 1 | 0 |
| 第2種兼業農家 | 75 | 62 |
| 経営耕地面積(ha) | 79 | 70 |

(注) 1 「農林業センサス」(平成17年(2005年))、「世界農林業センサス」(平成22年(2010年))による。

2 農家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は10a未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上であった世帯

3 販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

4 専業農家：世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家

5 兼業農家：世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。第1種兼業農家とは農業所得を主とする兼業農家で、第2種兼業農家とは農業所得を従とする兼業農家

(2) 用途別農地転用面積 (単位：㎡)

| 年 度 | 住宅用地 | 事務所・倉庫 | 駐車場資材置場 | その他 | 計 |
|-------------|--------|--------|---------|-------|--------|
| 平成23(2011) | 5,650 | 414 | 6,630 | 1,846 | 14,540 |
| " 24(2012) | 10,097 | 170 | 6,385 | 363 | 17,015 |
| " 25(2013) | 5,183 | 2,249 | 12,098 | 2,328 | 21,858 |

(注) 「農業委員会資料」による。

2 農業振興

都市化に伴う農地の減少、点在化、農業者の高齢化、後継者難など農業経営を取り巻く厳しい条件の下で、都市農地の持つ多面的機能に着目した活用、保全を図るよう奨励している。

(1) 市民農園関係事業 平成25年度（2013年度）実績

平成5年度(1993年度)から市民の余暇の充実、農地の有効利用等を目的に、市民農園の開園に補助金を交付するなど、市民農園の整備を図っている。 24件 260万円

| 年 度 | 農 園 数 | 面 積 (㎡) | 区画数(約15㎡/区画) |
|------------|-------|---------|--------------|
| 平成23(2011) | 20 | 19,419 | 871 |
| 〃 24(2012) | 22 | 20,149 | 908 |
| 〃 25(2013) | 22 | 19,835 | 894 |

(2) 花とみどりふれあい農園事業 平成25年度（2013年度）実績

平成6年度(1994年度)から農地の有効利用と都市の緑化に寄与することを目的に、市内農地にレンゲ、コスモス、菜の花等の栽培を奨励し、草花の種子の配布と栽培助成金の交付を行っている。 45件 69万1千円

栽培面積

(単位：㎡)

| 年 度 | レンゲ | コスモス | 菜の花 | ヒマワリ | その他 |
|------------|--------|--------|--------|------|-----|
| 平成23(2011) | 28,138 | 12,275 | 12,784 | 0 | 0 |
| 〃 24(2012) | 31,018 | 10,030 | 14,985 | 0 | 0 |
| 〃 25(2013) | 27,347 | 9,762 | 15,036 | 0 | 0 |

(3) 農作業体験事業

平成8年度(1996年度)から市民の農業に対する理解と食に対する正しい知識を深めることを目的に、水稻及び野菜の植付けから収穫までの農作業が体験できる事業、「ふれ愛農園」を開催している。

期 間：平成25年(2013年)5月25日～12月1日

参加者：108名（うち幼児28名）

(4) 地産地消の推進事業

地産地消を推進し、農業に対する市民の理解を深めるとともに、農家と市民との交流促進を図ることを目的に、市内農業者団体と協力し、吹田産業フェア、花と緑のフェア、市役所正面玄関

前で年に数回開催するすいた朝市において、市内産の農作物即売事業を実施し、秋にはさつまいも掘り園のあっせんを行っている。

また、特産物である「吹田くわい」の栽培奨励や大阪エコ農産物の推進などを行っている。

労働福祉

1 労働相談

労働問題全般について一般市民及び労使関係者からの相談に応じ、適切な示唆・助言を行い、安定した労使関係の確立を図ることを目的として労働相談業務を実施している。

(単位：件)

| 相談事項 | 年 度 | | |
|------------------|------------|------------|------------|
| | 平成23(2011) | 平成24(2012) | 平成25(2013) |
| 労働組合及び労使関係に関すること | 0 | 0 | 0 |
| 労働条件に関すること | 69 | 72 | 67 |
| 労働福祉に関すること | 19 | 16 | 13 |
| その他労働問題に関すること | 29 | 24 | 27 |
| 計 | 117 | 112 | 107 |

2 地域就労支援事業

(1) 就職支援講座

働く意欲がありながら様々な就労阻害要因を抱えているため就労を実現できない就職困難者を支援するため、スキルアップの講座を実施している。

(2) JOBナビすいた、JOBカフェすいた

相談コーナー、吹田市無料職業紹介所を設置し、就労支援から職業紹介まで一貫したサポートを実施している。

ア 相談コーナー

求職者を対象に就職のための必要な力が備わるよう「面接の練習」、「応募書類の添削」など個々の相談や就職活動の状況に合わせた各種セミナーを実施している。また、就職アドバイザーを司会に、企業の採用担当者による会社の雰囲気や仕事の内容についての説明に対し、求職者が直接質問を行うミニ企業説明会を開催している。

イ 吹田市無料職業紹介所

求人票だけでは伝わりにくい職場の様子や業務内容など、スタッフが集めた情報を基に求職者にあった企業を紹介し、就職活動を支援している。

なお、ア、イとも対象者は吹田市内在住、在学、在勤の全年齢の求職者。

J O Bナビすいた J O Bカフェすいたの状況

(平成25年度(2013年度)運営日数 254日)

(単位：人)

| | | | | | |
|------|-----|-------|--------|------|-----|
| 来訪者数 | 新規 | 1,210 | 就職決定者数 | 常用雇用 | 341 |
| | 再来訪 | 6,296 | | その他 | 237 |
| 計 | | 7,506 | 計 | | 578 |

※吹田市無料職業紹介所の状況を含む。

吹田市無料職業紹介所の状況

(平成25年度(2013年度)運営日数 254日)

| | | | | |
|----------|--------|--------|------|--------|
| 求人受理事業所数 | 求人受理件数 | 求人者数 | 紹介件数 | 就職決定者数 |
| 362事業所 | 562件 | 1,195人 | 335件 | 124人 |

3 吹田市勤労者福祉共済制度

(1) 加入者

市内に事業所を有し、常用従業員の数（市外の本店・支店・出張所などを含む）が300人以下の企業の事業主が加入できる。ただし、常用従業員の数が300人を超えている場合でも特定退職金共済団体と退職金共済契約を締結している事業主については、パートタイム労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上の者）のみを被共済者として加入できる。

(2) 被共済者

次に掲げる者を除く全ての従業員

- ア 期間を定めて雇用された者
- イ 常時勤務に服することを要しない者
- ウ 従業員で役員を兼ねる者
- エ 事業主と生計を一にしている家族従業員
- オ 本市以外の事業所に勤務する従業員

ただし、上記イ、ウ、エ及び次の者カは希望により加入できる。

- カ 企業の事業主及び常勤の役員

(3) 共済掛金

一人月額700円、事業主が半額以上を負担し、残りの額を従業員が負担する。事業主が負担した掛金は必要経費又は損金として処理できる。

(4) 加入状況（年度末）

| 年 度 | 事 業 所 数 | 被共済者数（人） |
|------------|---------|----------|
| 平成23(2011) | 202 | 2,141 |
| 〃 24(2012) | 200 | 2,159 |
| 〃 25(2013) | 202 | 2,148 |

(5) 給付状況 平成25年度(2013年度)

| 種 類 | 給 付 額 (円) | 件 数 | 金 額 (円) |
|---------------|----------------|-----|------------|
| 結 婚 祝 金 | 15,000～ 30,000 | 37 | 1,020,000 |
| 出 産 祝 金 | 10,000 | 58 | 580,000 |
| 入 学 祝 金 | 10,000～ 15,000 | 123 | 1,230,000 |
| 災 害 見 舞 金 | 12,000～400,000 | 0 | 0 |
| 傷 病 見 舞 金 | 9,000～ 68,000 | 35 | 730,000 |
| 死 亡 弔 慰 金 | 10,000～200,000 | 55 | 2,470,000 |
| 永 年 勤 続 慰 労 金 | 8,000～ 30,000 | 239 | 4,299,000 |
| 重 度 障 害 見 舞 金 | 120,000 | 0 | 0 |
| 退 会 せ ん 別 金 | ※5,000～ | 155 | 3,587,000 |
| 計 | | 702 | 13,916,000 |

※退会せん別金：3年以上4年未満5,000円以降1年増すごとに2,000円を加えた額

(6) 貸付状況 平成25年度(2013年度)

| 種 類 | 限 度 額 (万円) | 件 数 | 金 額 (万円) |
|---------|------------|-----|----------|
| 厚 生 資 金 | 30 | 0 | 0 |
| 結 婚 資 金 | 30 | 0 | 0 |
| 災 害 資 金 | 50 | 0 | 0 |
| 傷 病 資 金 | 30 | 1 | 30 |
| 計 | | 1 | 30 |

4 吹田市立勤労者会館

勤労者の福祉の増進を図るとともに、雇用の安定に資することを目的として、雇用促進事業団（当時）と合同で吹田共同福祉施設「吹田勤労者会館」を開設した。平成16年(2004年)、当施設の建物に係る独立行政法人雇用・能力開発機構の持分の譲渡を受け、「吹田市立勤労者会館」に名称を変更した。本施設の管理運営は、昭和60年(1985年)5月1日から（財）吹田市施設管理公社に委託し、平成18年(2006年)4月1日から指定管理制度に移行した。平成25年(2013年)4月1日からは（株）コナミスポーツ&ライフを指定管理者としている。

(1) 施設概要

位 置 昭和町12番1号

敷 地 面 積 1,508㎡ 建築面積 984㎡ 延べ床面積 2,903㎡

構造・規模 本館 鉄筋コンクリート（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
 地下1階地上3階塔屋1階
 別館 鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階

供用開始 本館 昭和60年(1985年)7月12日
 別館 平成4年(1992年)12月1日

主な施設 大研修室（舞台付 354㎡）、第1・第2研修室（各52㎡）、第1会議室（45㎡）、第2会議室（25㎡）、第1・第2和室（8畳・10畳）、温水プール（25m、5コース、水深1.2m～1.4m）、視聴覚室（60㎡）、練習室（60㎡）

利用対象者 雇用保険の被保険者及びその他の勤労者、その他の者

(2) 吹田市立勤労者会館利用状況

ア 集会施設利用状況（延べ件数及び人数）

| 区分 \ 年度 | 平成23 (2011) | 平成24 (2012) | 平成25 (2013) |
|---------|----------------|----------------|----------------|
| 件数 | 6,340 | 6,780 | 6,199 |
| 人数 | 98,972 | 103,395 | 96,298 |

イ プール利用状況（延べ人数）

| 区分 \ 年度 | 平成23 (2011) | 平成24 (2012) | 平成25 (2013) |
|---------|----------------|----------------|----------------|
| 大人(人) | 48,636 | 49,407 | 42,305 |
| 子供(人) | 1,412 | 1,166 | 1,154 |

(3) 吹田市立勤労者会館実施事業 平成25年度（2013年度）実績

ア 夜間労働（法律）相談

相談件数 47件

イ 指定管理者 自主事業

エアロビクス教室、ソフトエアロビクス教室

中国語教室、英会話教室、きもの着付け教室、カラオケ教室

女性水泳教室、成人水泳教室、水中リズムエクササイズ